

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 株式会社ニチイ学館

【英訳名】 NICHIIGAKKAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 信介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

【電話番号】 03-3291-2121 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理本部長代理 椎谷 和也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

【電話番号】 03-3291-2121 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理本部長代理 椎谷 和也

【縦覧に供する場所】 株式会社ニチイ学館千葉支店  
(千葉県千葉市中央区新町1番地17 JPR千葉ビル)

株式会社ニチイ学館大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル)

株式会社ニチイ学館横浜支店  
(神奈川県横浜市西区北幸1丁目4番1号 天理ビル)

株式会社ニチイ学館名古屋支店  
(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目5番28号 桜通豊田ビル)

株式会社ニチイ学館大阪支店  
(大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー)

株式会社ニチイ学館神戸支店  
(兵庫県神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金11円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加・変更を行う。
2. 上記の変更に伴い、従来の方数の変更等を行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、寺田明彦、森信介、寺田大輔、増田崇之、寺田剛、井出貴子、海瀬光雄、黒木悦子、森脇啓太、杉本勇次を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

役員賞与として総額38,000千円を支給する。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	532,671	1,172	216	(注) 1	可決 (99.74%)
第2号議案	533,307	536	216	(注) 2	可決 (99.86%)
第3号議案				(注) 3	
寺田 明彦	485,196	48,646	216		可決 (90.85%)
森 信介	491,267	42,575	216		可決 (91.99%)
寺田 大輔	503,241	30,602	216		可決 (94.23%)
増田 崇之	511,883	21,960	216		可決 (95.85%)
寺田 剛	511,770	22,073	216		可決 (95.83%)
井出 貴子	511,884	21,959	216		可決 (95.85%)
海瀬 光雄	511,873	21,970	216		可決 (95.85%)
黒木 悦子	511,860	21,983	216		可決 (95.84%)
森脇 啓太	510,568	23,275	216		可決 (95.60%)
杉本 勇次	512,680	21,163	216		可決 (96.00%)
第4号議案	442,702	91,139	216	(注) 1	可決 (82.89%)
第5号議案	498,840	35,003	216	(注) 1	可決 (93.41%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上